

## 【参考】令和4・5・6年度の建設工事入札参加資格審査に係る加点項目

最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・舗】405点、【他】253点

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 工事成績 | 工事成績  | 基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5   |   |
|      | 優良工事表彰  | 基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）                               |   |
| 技術力  | 民間資格  | 基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）  |   |
|      | 新技術登録   | 基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）                                  | 削 |
|      | 入札参加停止  | 基準日直前2年間における停止月数 × (-10) 点<br>※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。  |   |
| 経営意欲 | 労働環境  | 基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）  |   |
|      |   | ・基準日において、「社員の子育て応援宣言！」登録企業となっている場合3点<br>・「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点                                     |   |
|      |   | 基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））   |   |
|      |   | 基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点   |   |
|      |   | 基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。                                      |   |
|      |   | 基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点  |   |
|      |   | 基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）   |   |
|      |   | 基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）   | 削 |
|      |   | 基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点                                | 削 |
|      |   | 基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じて加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）  |   |
| 合併   | 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）                        | 削   |   |
| 環境配慮 | 基準日において、エコアクション21又は地域版環境プログラム南信州いいむす21等の認証登録（10点）※経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外 |   |   |
|      | 基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者の場合10点  |   |   |
| SDGs | 申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点   |   |   |
| 地域貢献 | 地域貢献  | 基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点<br>基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点 |   |
|      | 労働福祉  | 基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点  |   |